様式第19号(その1)(第35条関係)

第　　　　　　　　号

年(　　)　　月　　日

(住　所)

(氏　名)　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出雲市消防本部

所　　　属

階級・氏名　　　　　　　　　　㊞

命　令　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物件の所在地又は行為場所 | 島根県出雲市 | 用途 | 項(　　　)  (　　　　　　　　) |
| 物件名又は行為内容 |  |

　上記　　　　については、火災予防上危険と認めるので、消防法第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、この命令に従わないときは、消防法の規定に基づき処罰されることがある。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 消防法第3条第1項に掲げる措置(命じる措置は命令欄に○を付したもの) | | 命じる措置の具体的内容及び命令の理由 |
| 命令 | 措置の内容 |
|  | 第1号　火遊び、喫煙、たき火、火を使用する施設若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備 |  |
|  | 第2号　残火・取灰又は火粉の始末 |
|  | 第3号　危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された延焼のおそれのある物件の除去その他の処理 |
|  | 第4号　放置され、又はみだりに存置された物件(前号の物件を除く。)の整理又は除去 |

教　示

　1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

　3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第19号(その2)(第35条関係)

第　　　　　　　　号

年(　　)　　月　　日

(住　所)

(氏　名)　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出雲市消防本部

所属

階級・氏名　　　　　　　　　　㊞

命　令　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | 島根県出雲市 | 用途 | 項(　　　)  (　　　　　　　　) |
| 名称 |  |

　上記対象物においては、火災の予防に危険である又は消火、避難その他の消防の活動に支障となる事実があると認めるので、消防法第5条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、この命令に従わないときは、消防法の規定により処罰されることがある。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 消防法第5条の3第1項により命じる第3条第1項に掲げる措置(命じる措置は命令欄に○を付したもの) | | 命じる措置の具体的内容及び命令の理由 |
| 命令 | 措置の内容 |
|  | 第1号　火遊び、喫煙、たき火、火を使用する施設若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備 |  |
|  | 第2号　残火・取灰又は火粉の始末 |
|  | 第3号　危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された延焼のおそれのある物件の除去その他の処理 |
|  | 第4号　放置され、又はみだりに存置された物件(前号の物件を除く。)の整理又は除去 |

教　示

　1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に提起することができます。

　3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。